

# 岡朋子税理士事務所通信 Vo. 84

岡朋子税理士事務所

〒665-0845 宝塚市栄町2丁目10番14号 宝塚新興産ビル5F-B

TEL: 0797-26-6804 FAX: 0797-26-6893

HPアドレス <https://tokatoka1124.wixsite.com/okatomoko>



## ご挨拶

桜やモクレンなど様々な花が咲き誇る季節がやってきました。皆さまお変わりございませんでしょうか。弊所では、2~3月の繁忙期がようやく終わって、恒例の確定申告打ち上げランチ会をしました。イタリアンのコース料理を個室でいただき、楽しい話に花が咲きました。また、業務の効率化についても話し合い、今後始まる法人決算の繁忙期に備えることができました。

資料の早期ご提出など、皆さまにもご協力をいただき感謝しております。引き続きよろしくお願い致します。



## 今月の主な税務

4月10日・3月分源泉所得税納付期限

4月30日・8月決算法人の中間申告

・2月決算法人の確定申告

## 税金コラム：定額減税

令和6年度税制改正により、所得税と住民税についての定額減税が6月から実施されることになりました。

①**対象者**: 令和6年1月1日時点で国内に居住している個人で、合計所得金額1,805万円以下(給与収入ベースでは年収2,000万円以下)の者

②**減税額**: 本人及び配偶者等の扶養親族について、1人あたり**所得税3万円+住民税1万円=4万円**

③**減税方法(給与所得者の場合)**: 所得税については、給与支払者が従業員に対して6月1日以後に給与を支払う際、源泉徴収税額から本人分と扶養親族分の減税額を控除します。その後年末までに扶養親族の状況等が変わった場合は、年末調整で精算します。住民税については、市役所で計算して給与支払者に通知され、6月は特別徴収(給与天引き)なし、7月以降の11ヵ月で、本人分と扶養親族分の減税額を差し引いた住民税額が特別徴収されます。

④**減税方法(個人事業者の場合)**: 所得税については、7月の予定納税額から本人分の減税額が控除されます。一定の申請をすれば扶養親族分の減税額も同時に控除可能ですが、確定申告の際に扶養親族分の減税を受ける方が簡単です。住民税については、本人分と扶養親族分の減税額を控除した住民税額が市役所から通知されます。

なお、給与所得者が事業をしている場合、年金と給与がある場合など、複数の所得がある場合の定額減税については、どのタイミングで実施するかまだ公表されておりませんが、最終的に確定申告で精算し、控除しきれない減税額は還付されることになるようです。

従業員がおられるお客様には、従業員配布用チラシと給与計算担当者用のガイドラインを同封(又はメール等で送付)しますのでご参照ください。給与計算をお引受けしているお客様は、弊所で減税事務を担当させていただきます。

## 編集後記

こんにちは、事務の竹内です。

寒かったり雨がすごかったりの日が続いていたかと思いきや、春の陽気も感じて桜も満開になりつつありますね。

個人的には息子が保育所を終了し、4月から小学生になりました。

上の子と合わせると8年間の保育所の送り迎えがなくなるのは、「やっとだな～」というホッとした思いと手が離れてしまう寂しさと複雑な気分です。

事務所にも銀行等の方が異動の挨拶に来られたりする機会が増えました。

新しい場所や新しい人との出会いや別れの多い時期かと思いますが、皆さまどうぞお身体にお気をつけてお過ごし下さい。

それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。 竹内



税金のお悩み・ご相談がございましたら、お気軽にご連絡下さい。